

2019年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍政権は「人生100年時代」「全ての世代が安心できる社会保障」を打ち出しています。しかし、金融庁の年金をめぐる報告書は、マクロ経済スライドで給付が減らされる仕組みのもとで、足りない老後資金は貯蓄や投資などの自己責任を迫るもので、安心のセーフティネットが壊されている実態を明らかにしました。安倍政権のもとで、賃金も家計消費も大きく落ち込んでいます。この上10月からの消費税の10%への増税は、国民生活と日本経済に大きな打撃を与えることは必至の状況ではないでしょうか。

社会保障給付費はこの間10兆円もの抑制を強いられてきましたが、今年7月の参議院選挙を経て、医療・介護・福祉・年金の全分野・全世代に及ぶ社会保障費削減と患者・利用者の負担増が具体化されようとしています。

医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増計画が、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などが、年金でも「支給開始年齢引き上げ」などの制度改定が政府の審議会で検討され、国会へ法案提出されようとしています。

私たちは、今年40年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について【高齢福祉課】

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

第7期計画では負担能力に応じた保険料負担の観点から、前期よりも2段階多い14段

階にするとともに、各段階の保険料率を見直しました。また、低所得者(第1～3段階)については、国・県・市が負担して保険料を軽減しています。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

介護保険法に基づく居住費・食費の軽減制度のほか、社会福祉法人による利用者負担の軽減制度や、所得が低く生計が困難な人に対し在宅サービスを利用したときの自己負担を軽減する市独自の軽減制度を実施しています。

★(2)介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口には専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

市役所に基幹包括支援センター機能(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置)を整備し、相談業務に応じています。また、全中学校区(8地区)に地域包括支援センターを整備し、地域住民の相談に対応しています。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」(平成30年度厚生労働省告示第218号)に基づき、利用者において様々な事情を抱える場合があることも踏まえて、必要に応じて検証を行うなど適切な対応をしています。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

第7期介護保険事業計画の施設整備計画では、定員100人の特別養護老人ホームを1か所、定員29人の地域密着特別養護老人ホームを1か所、認知症高齢者グループホームを2か所、地域密着型特定施設を1か所の整備を計画しています。なお、小規模多機能型居宅介護については、未整備の日常生活圏域の整備に努めます。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針に基づき、一律に拒否するのではなく入所に関する条件や事情を確認するよう施設に周知しています。

★(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

現行相当サービスの利用については、ケアマネジメントにより決定します。専門職の介護が必要とされる人は、現行相当サービスを利用できます。また、期間を区切った「卒業」条件はありません。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

地域支援事業交付金の上限額を踏まえた上で、一般財源などを利用して必要な事業は実施します。

(5) 高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

運動や交流など多様な活動を、広く参加者を求めて行う団体に対し、市独自の補助制度（安城市高齢者地域生活支援等実施団体活動支援事業）を実施しています。

②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

本市の介護予防事業への取り組みは十分な予算を確保し、質・量ともに他市と比べても充実していますが、引き続き介護予防事業への取り組みを継続します。

③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

住宅改修・福祉用具購入費では、既に実施しています。

★(6) 介護人材確保について

①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

本市には介護資格取得に関する補助制度がありますが、介護人材を抜本的に増やすことは、この補助制度では困難だと考えています。

②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

国において、各サービスにおける単価設定や介護職員処遇改善加算の設定などの施策を行っているため、市独自の施策を実施することは考えていません。

③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

介護保険法及び各指導基準に基づき事業者への指導を行っています。しかしながら、1人夜勤を自治体の責任で禁止する人員基準はないため、事業者の判断になると考えています。

★(7)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

要介護1以上の人について、厚生労働省通知に基づき、日常生活自立度も参考に対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

申請に基づき発行します。

2. 国保の改善について【国保年金課】

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

保険税は、県の示す標準保険料率を参考に決定します。また、法定外繰入につきましては、国の示す赤字補填目的の法定外繰入の削減方針に基づき決定します。

★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

考えておりません。

③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

考えておりません。

★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

分納している世帯には、短期被保険者証を交付しています。

★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

分納も含め、滞納している世帯には短期被保険者証を交付しています。

- ⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

広報折込チラシや窓口配布パンフレットを活用し、制度の周知を図ってまいります。

- ⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

事務処理システムの見直しと併せて検討します。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など【納税課】

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

関係法令に基づき、適正な滞納整理及び滞納処分を行います。

4. 生活保護について【社会福祉課】

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

生活保護法を遵守した上で、適切かつ迅速な処理に努めます。

- ★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

ケースワークについては、すべて正規職員で行っております。また、利用者への十分な対応ができるよう、研修等によりケースワーカーのスキルアップに努めます。

- ③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

上記のような事例が発生した場合、利用者によく話し合い、無理のない返還となるよう努めます。

- ④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

厚生労働省及び愛知県からの通知等に基づき適切に実施します。

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

厚生労働省及び愛知県からの通知に基づき適切に実施します。

5. 福祉医療制度について【国保年金課】

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

現時点では、改正の予定はありません。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

15歳年度末までは、入院、通院ともに現物給付(窓口無料)を実施し、それ以後18歳年度末までは入院分に限り、償還払いにより医療費無料としています。食事療養費を助成する予定はありません。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者については全疾病を対象にしています。自立支援医療(精神通院)については、通院による治療が必要な人に対し、県が助成をしていますが、自己負担額分については、市も助成をしており、拡充の予定はありません。

④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

考えておりません。

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。【子育て支援課】

市独自の貧困対策事業の継続に努めます。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

【子育て支援課】

現在のところ調査予定はありません。

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。【子育て支援課】

実施している事業について利用者の意見を聞くなどして内容の充実に努めてまいります。

- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。【学校教育課】

平成28年度に1.0倍から1.2倍に拡大し、それ以降基準の変更は考えていません。年度途中の申請も、従来から広報しています。また、入学準備金(新入学児童生徒学用品費)については、平成31年度入学者から入学前支給を行っており、今後も同様に支給します。

- ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。【社会福祉課】【子育て支援課】

生活困窮者自立支援制度に基づく子どもの学習・生活支援事業を市内3ヶ所にて実施しています。子ども食堂については開設している団体からの情報提供していただいております。

- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。【総務課】

子育て支援充実のため、多子世帯の経済的負担軽減策として、平成29年4月から第3子以降小中学校給食費無料化を実施しております。

- (3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。【保育課】

- ①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

平成30年度に策定した保育園・幼稚園運営方針の中で、今後民間の認可保育所を4園誘致する計画としています。また、潜在保育士を対象とした研修や体験事業により保育士の確保に努めています。

- ②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。

届出のあった認可外保育施設等に対しては、県が毎年行う監査に市の職員と保育士も同

行し、保育の様子を把握しています。そして、指導監督基準以下の事項については是正を行っているかどうかを監査の書面の中で確認しています。

③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう減免制度を実施・拡充してください。

無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう市独自の減免制度を実施しています。

7. 障害者・児施策の拡充について【障害福祉課】

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

市内の法人や事業所に働きかけを行ってまいります。
小規模の入所施設は設置を考えておりません。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

国の基準を上限にして支給しています。必要な支給時間は充足していると考えています。

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

通園・通学・通所・通勤の練習での移動支援を利用することは、現在検討中です。
施設入所中の移動支援の利用は検討しておりません。

④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

国制度に基づき、適用してまいります。

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

国制度に基づき、適用してまいります。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

国の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」に基づきサービスの支給決定を行っておりますのでご理解ください。

また、平成30年4月1日から高齢障害の方の利用者負担軽減制度が始まっています。対象者への周知や説明を行っています。

2)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち

切らないでください。

介護保険利用の優先をご理解ください。また、障害福祉サービスを利用している利用者に対して、介護認定が非該当の場合は継続して障害福祉サービスの利用が可能となります。

3) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

厚生労働省及び愛知県等のホームページ等で周知されています。
該当者に対して個々で説明を行っています。

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

国制度に基づき、適用してまいります。国に要望することはありません。
なお、市では重症心身障害者の共同生活利用に限定した補助制度を設けています。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

報酬単価については、引続き、国制度に基づき適用していく予定です。

8. 予防接種について【健康推進課】

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

ロタウイルス、子どものインフルエンザ予防接種は実施しています。他は考えていません。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

一部負担金の引き下げは考えていません。任意予防接種の再開は考えていません。

9. 健診・検診について【健康推進課】

★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

産婦健診は1回分を助成しています。産後早期におめでとう電話をし、赤ちゃん訪問等に関わる機会を持つようにしているため、来年度も助成対象回数は1回の予定です。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

妊婦については受診券を交付して実施しています。
産婦については、「ここから健康事業」の選択サービスとして実施しています。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

令和元年度から2名配置しています。

【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書【国保年金課】

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

意見書・要望書の提出は考えておりません。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

全国市長会として国保財政基盤強化のため、平成30年度制度改革以降投入する公費3,400億円の財政支援の継続実施及び国の責任と負担において実効性ある措置を講じるよう提言しています。傷病手当、出産手当の創設については考えておりません。

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

意見書・要望書の提出は考えておりません。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。【高齢福祉課】

意見書・要望書の提出は考えておりません。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

意見書・要望書の提出は考えておりません。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点の国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。【障害福祉課】

意見書・要望書の提出は考えておりません。

報酬単価は国制度に基づき、適用してまいります。

2. 愛知県に対する意見書・要望書【国保年金課】

(1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。

意見書・要望書の提出は考えておりません。

②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。

意見書・要望書の提出は考えておりません。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

意見書・要望書の提出は考えておりません。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

意見書・要望書の提出は考えておりません。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

意見書・要望書の提出は考えておりません。

以上